

「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」パブリックコメント実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、市が藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く市民等に情報を提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内の学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(パブリックコメント手続)

第3条 市長は、計画を策定するに当たり、計画の案の内容等を広く市民等に公表し、意見又は提言（以下「意見等」という。）を募集するため、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- 2 意見等の募集は、募集期間、方法等について、市の広報紙、ホームページ等によって広く周知して行う。

(計画案の公表)

第4条 計画の案の公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへ掲載
- (2) 子育て支援課、情報ふれあいコーナー、支所及び藤井寺市立生涯学習センターにおける閲覧

(意見等の提出方法)

第5条 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市民等の意見等が文書又は電磁的記録として残るものに限る。

- 2 計画の案に対する意見等として受け付けることができるものは、意見等を提出しようとする者の氏名又は名称及び連絡先が明記されているものに限る。

(意見等の取扱い)

第6条 市長は、前条により提出された意見等について、その内容を十分に検討し、必要に応じ、計画の案を修正するものとする。

- 2 市長は、一定の期間内に提出された意見等の概要及びこれらに対する市の考え方並びに計画の案を修正したときは、その修正案を公表するものとする。
- 3 前項の公表の方法は、第4条の規定を準用する。
- 4 市長は、提出された意見等に藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）第6条第1項各号に規定する非公開情報が含まれるときは、そ

の全部又は一部を公表しないことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画を策定した日に、その効力を失う。